

Office News

March. 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

新型コロナに係る臨時休校に伴う保護者の休暇支援

厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定だということです。

2月29日の会見で、安倍総理が、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで、臨時休業を行うよう要請し、その際に「保護者の皆さんの休職に伴う所得の減少にも、新しい助成金制度を創設することで、正規・非正規を問わず、しっかりと手当してまいります」と述べたことが話題になりましたが、それが具体化されるようです。

その概要は、次のとおりです。

●事業主（対象となる事業主）

次の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※支給額は8,330円を日額上限とする。
※大企業、中小企業ともに同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表するという事です。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
連日メディアで取り上げられている新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、弊社でも一部の事業所を一時的に閉鎖しようと考えております。

その場合、従業員を休業させることとなりますが、どのようなことに気をつければよろしいでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
労働者を休業させる場合、賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていたいただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

賃金の支払いの必要性の有無などについては、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならぬとされています。

不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければなりません。

万が一、労働者が新型コロナウイルスに感染し、都道府県知事が行う就業制限により労働者を休業させる場合は、休業手当を支払う必要はありません。その労働者が健康保険の被保険者であれば、要件を満たせば、欠勤期間中、健康保険の「傷病手当金」が支給されます。



今月の実務スケジュール

- 新入社員（新卒）の受入れ準備
- 健康保険料率改定（3月分保険料から）
- 組織変更と人事異動の決定
- 昇給・昇格の決定
- 異動者・新入社員の名刺手配



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com